

申告相談に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします

ことしの申告相談は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだうえで開催します。来場される皆さんも、感染症対策等にご協力をお願いします。

■申告相談会場での対策について

- ・申告相談を受ける机には、職員との間に透明の仕切り板を設置します。
- ・待合スペースのイスの間隔を広げます。
- ・会場内を定期的に換気します。

■申告相談へお越しになる場合にお願しいたいこと

- ・相談時間を短縮できるよう、農業・営業所得や医療費等の事前計算にご協力をお願いします。
- ・マスクの着用や手指の消毒にご協力をお願いします。
- ・体調が悪い場合は、来場をお控えください。
- ・給与と所得者の方は、年末調整で控除できる項目を整理し、確定申告時の控除項目が最小限となるようご協力をお願いします。

必要書類の準備を進めましょう

■書類の事前整備をお願いします

農業・営業を営んでいる方、不動産収入のある方は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する「収支計算」により申告することになります。収支計算では、収入金額や必要経費が分かる書類(出荷証明書や領収書など)に基づいて所得金額を計算することになりますので、お早めに書類の整備と記帳をお願いします。

なお、農業所得の収支計算に利用できる農業用収支計算ノートについては町ホームページからダウンロードできますので、こちらをご活用ください。

※農業法人に加入している方は、法人からの源泉徴収票や従事分量配当などの必要書類をご準備ください。

■医療費控除の適用を受ける場合は「明細書」を事前にご準備ください

平成29年分以降の確定申告から、領収書の添付(提示)に代わり、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、領収書については税務署から提出等を求められる場合がありますので、確定申告期限から5年間はお自宅で保管してください。

※医療費控除の適用を受ける場合は、「医療を受けた人」「医療機関(薬局)」ごとに支払った医療費を事前集計したうえでご来場ください(事前集計していない場合は待合スペースでご記入いただきます)。

町で行う申告相談の日程は「広報美郷令和4年1月号」でお知らせします

国税電子申告・納税システム「e-Tax」をご利用ください

国税電子申告・納税システム「e-Tax」では、確定申告書等の作成・送信が、お手持ちのパソコンやスマートフォンから行うことができます。これにより、確定申告書を税務署へ郵送・持参する手間がなくなるほか、書類の添付を省略することができます。また、郵送等の場合と比べ、e-Taxを利用した場合の還付が速いなどの特長もあります。e-Taxは国税庁ホームページより利用できますので、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、この機会にe-Taxをご利用ください。

■利用方法について

マイナンバーカードに加え、ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンどちらかをお持ちであれば、自宅から簡単にe-Taxを利用できます。

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、税務署が発行するIDとパスワードによりe-Taxを利用できます。IDとパスワードの発行を希望される場合は、希望者本人が運転免許証等の本人確認書類をお持ちになり、最寄りの税務署の総合窓口で手続きをしてください。

e-Taxに関するお問い合わせはこちら

大曲税務署 個人課税第一部門 ☎0187(62)2192(部門直通)

問●町税務課 ☎0187(84)4902

自主避難所に避難するときは！

気象状況等から災害発生のおそれがあると判断した場合、町では自主避難所を開設することがあります。自主避難所へ避難する際には、食料・薬・マスク・手指消毒液・体温計・ゴミ袋・内履きなど、必要なものをご持参をお願いします（ただし、緊急時は避難することを最優先にしてください）。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、自主避難所ではなく、親戚や知人宅へ避難することも選択肢としてご検討をお願いします。

感染症予防のため避難所では 次の点についてご協力をお願いします

- 1 避難所に到着したら、受付前に検温と問診票への記入を済ませる（発熱等の症状がある方は、自分の車が指示のあった場所で待機する）
- 2 受付に問診票を提出し、係員の指示に従い避難所へ入場する
- 3 係員の指示に従い、隣人との距離を2m以上あける

美郷町防災マップをご活用ください

すでに全戸配布している「美郷町防災マップ」には、災害への事前対策に関する情報が掲載されています。町ホームページでも内容を公開していますので、ぜひご活用ください。



問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

税 務 課

12月28日(火)は町県民税・国民健康保険税、 1月4日(火)は後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限（口座振替日）

| 項目 | 期別 | 納期限(口座振替日) | 期別 | 納期限(口座振替日) |
|------------------|----|------------|----|------------|
| 町県民税(普通徴収) | 4期 | 12月28日(火) | | |
| 国民健康保険税(普通徴収) | 6期 | 12月28日(火) | 5期 | 11月30日(火) |
| 後期高齢者医療保険料(普通徴収) | 6期 | 1月4日(火) | 5期 | 11月30日(火) |
| 固定資産税 | | | 4期 | 11月30日(火) |

町税や各種使用料などの納付
には口座振替が利用できます

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料
⑤町営住宅使用料 ⑥児童クラブ利用料 ⑦こども園利用料
⑧学校給食費 ⑨後期高齢者医療保険料

□ 口座振替がとても便利です

□ 口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料は掛かりません。

□ 口座振替を希望する方は 次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により
税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902